

心奏 Office 株式会社 運営規程

(事業の目的)

第1条

心奏 Office 株式会社(以下、「事業者」という)が開設する訪問看護ステーション心奏(以下、「事業所」という)が行う訪問看護事業および介護予防訪問看護事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 訪問看護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2. 介護予防訪問看護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
3. 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護(介護予防)支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
5. 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護(介護予防)支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
6. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
7. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
8. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
9. 前8項のほか、「宮崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等」に關す

る条例」(令和3年3月18日条例第11号)、「宮崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例」(令和3年3月18日条例第19号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション心奏
- ② 所在地 宮崎県宮崎市大橋1丁目55番地

(職員の職種、数および職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、数および職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者：1名

管理者は事業所の職員の管理および業務の管理を一元的に行い、また、該事業所の職員に法令およびこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- ② 看護職員：3名

看護職員は主治医の指示書と居宅(介護予防)サービス計画(以下、「居宅サービス計画等」という)に沿って(介護予防)訪問看護設計画書(以下、「訪問看護計画書等」という)を作成し、当該計画に基づき訪問看護等を提供し、実施項目等を(介護予防)訪問看護報告書として作成する。

(営業日および営業時間等)

第5条

事業所の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間は次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始の休日期間(12/29~1/3)を除く。
- ② 営業時間：午前9時から午後6時までとする。
- ③ サービス提供時間：午前9時から午後6時までとする。
- ④ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容および利用料その他の費用の額)

第6条

1. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護計画書等の作成及び利用者又はその家族への説明
- (2) 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・状態の観察
- ② 身体の清潔援助

- ③ 床ずれの処置および指導
- ④ カテーテル類の管理
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 栄養に関する援助
- ⑦ 排泄に関する援助
- ⑧ 療養環境の整備
- ⑨ 家族への看護指導および介護支援・相談
- ⑩ ターミナルケア
- ⑪ 認知症患者の看護
- ⑫ その他医師による医療処置や医療機器の管理

2. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料

- (1) 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (3) 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- (4) 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、宮崎市の区域とする。(その他応相談とする)

(緊急時等における対応方法)

第8条

看護職員等は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じた臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第9条

1. 事業者は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じなければならない。
2. 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った措置について記録しなければならない。
3. 事業者は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情に対する対応方針)

第10条

1. 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
2. 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、該指導または助言に従って行う。

(個人情報保護)

第11条

1. 利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者またはその家族の個人情報については、事所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(非常災害対策)

第12条

事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(人権擁護・虐待防止)

1. 事業者は、虐待防止のための指針の整備を行う。
2. 事業者は、人権擁護・虐待防止の対策を検討する「虐待防止委員会」を設置する。
3. 虐待防止委員会の構成メンバーは看護職員1名以上で構成する。
4. 虐待防止委員会は、おおむね6か月に1回以上、定期的を開催する。
5. 虐待発生時の相談報告窓口は代表取締役とする。
6. 重要事項説明書に市町村の虐待相談窓口の番号を記載する。
7. 虐待が発生した際は虐待発生マニュアルを用いて対応し、その評価を行い職員間で共

有し、関係機関に報告する。

(暴力団排除)

第13条

1. 事業所を運営する当該法人の役員および事業所の管理者その他の職員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。
2. 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第14条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第15条

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

1. 事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
2. 職員は業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. 事業者は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は令和6年6月1日から施行する。